

請求について

Q1

請求書の提出期限はありますか？

A1

予防接種を2月末日までに受診した上で、請求書の提出期限は、3月5日、必着となっています。

Q2

請求書をファミリーパックに提出しましたが、会員事業所（企業）に振り込まれる日はいつですか？

A2

請求書の受付日によって振込日が以下のとおり決まっていますので、参考にしてください。

なお、休祝日、年末年始等によっては、振込日が前後する場合があります。

- ・ 受付 9/11-10/10→振込10月末日
- ・ 受付 10/11-11/10→振込11月末日
- ・ 受付 11/11-12/10→振込12月末日
- ・ 受付 12/11- 1/10→振込 1月末日
- ・ 受付 1/11- 2/10→振込 2月末日
- ・ 受付 2/11- 3/5 →振込 3月末日

領収書について

Q3

家族でインフルエンザ予防接種を受診したところ、領収書に受診者名が明記されず、領収額も合算されていました。その場合の領収書は補助の対象となりますか？

A3

その場合の領収書は、補助の対象となりません。領収書には、受診者名と受診料、受診年月日、受診医療機関名の明記に加え、領収印（ゴム印可）の押印が必要です。また、複数人数を合算した領収書の場合、受診者ごとに受診料が明記されている必要があります。

このため、補助の対象となるように、医療機関に個別領収書の発行を依頼するか、又は「インフルエンザ予防接種証明書」の発行を依頼してください。

その他

Q4

会員事業所（企業）がインフルエンザ予防接種料を一部負担し、従業員の予防接種を実施しています。その場合は、ファミリーパック補助金の支給対象となりますか？

A4

会員事業所（企業）がインフルエンザ予防接種料金を全額負担した場合は、補助金支給の対象とはなりません。接種料金の一部を会員事業所（企業）が負担し、会員及びその配偶者の自己負担額が1人2千円以上ある場合は、補助金の支給対象となります。

Q5

補助金請求までの流れの（方法1）と（方法2）との主な違いを教えてください。

A5

（方法1）は、提携医療機関での受診に限ります。この方法は、会員又はその配偶者が個別に提携医療機関において予防接種を受診した際に、「ファミリーパックインフルエンザ予防接種補助券」を提出することによりその額面額が予防接種料金から差し引かれることにより、補助が受けられる仕組みとなっています。

なお、提携医療機関で受診した場合は、協定料金が適用されます。

※一部の提携医療機関では、協定料金を設けていない場合があります。

（方法2）は、医療機関（提携医療機関含む。）受診後に、会員事業所（企業）を通して「ファミリーパックインフルエンザ予防接種補助券」とその「領収書」を提出することにより、会員事業所（企業）を通して補助金をお受け取りいただける仕組みとなっています。